

●香川県告示第95号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和6年4月9日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期
略				略			
香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の定期券販売代金の収納事務	略			香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の定期券販売代金の収納事務	略		
				<u>香川県公安委員会が設置したパーキング・メーターの作動手数料及びパーキング・チケットの発給手数料の収納事務</u>	<u>西日本ビル管理株式会社</u>	<u>高松市東ハゼ町5番地6</u>	<u>令和3年4月1日</u>
沿岸漁業改善資金の償還金の徴収事務	略			沿岸漁業改善資金の償還金の徴収事務	略		
略				略			